

## 産業構造審議会地域経済産業分科会（第13回）

### 議事録

**日時** 平成28年12月14日（水）15:00～17:00

**場所** 経済産業省別館3階 312各省庁共用会議室

#### 出席者

（委員等）

松原分科会長、伊藤委員、稲田委員、大塚委員、澤谷委員、高橋委員、高橋委員、田島委員、丁野委員、藤澤委員、宮島委員、森委員、山田委員、秋庭代理（高田委員）

（他府省オブザーバー）

内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局 村上参事官

総務省地域力創造グループ地域自立応援課地域振興室 飯塚室長

厚生労働省医政局経済課 末吉課長補佐

農林水産省農村振興局農村政策部地域振興課日本型直接支払室 加藤室長

#### 議題

1. 開会
2. 産業構造審議会地域経済産業分科会報告書（案）について
3. 閉会

#### 議事内容

1. 開会

○畠山課長 ただいまから、産業構造審議会第13回地域経済産業分科会を開催させていただきます。

本日は、ご多忙のところをご出席いただきまして、まことにありがとうございます。

議事に入る前に、まず、鍛冶地域経済産業審議官よりご挨拶申し上げます。

○鍛冶審議官 松原分科会長初め委員の皆様方におかれましては、先月に引き続きまして、ご多忙の中ご出席いただきまして、まことにありがとうございます。

先月来に続きまして、皆様からいただいたご意見を踏まえた形で、今回の地域未来の投資を促進するための方策について事務局のほうでいただき台をまとめさせていただきました。

本日も活発なご意見、ご指導を賜れば幸いです。

ありがとうございます。

○畠山課長 どうもありがとうございます。

本日も、関係府省からオブザーバーとして、総務省の飯塚地域振興室長、農林水産省の加藤日本型直接支払室長、厚生労働省の末吉経済課課長補佐にご出席いただいております。内閣官房の村上参事官がおくれてのご出席となります。

それから、本日の審議は、ペーパーレスで実施いたしますので、お手元の端末に不具合等が生じた場合には挙手をお願いいたします。係の者が端末の交換等のサポートに入りますので。

それでは、松原分科会長に議事を進行していただきます。

なお、本分科会の議事、配付資料、議事要旨等は公開となりますので、よろしく願いいたします。

○松原分科会長 皆様方、お忙しい中、お集まりいただきまして、ありがとうございます。前回に引き続きまして、本分科会の会長を務めさせていただいております東京大学の松原宏と申します。

前回もお話しいたしましたが、前回と今回で新しい産業立地政策の方向性について議論をしていただきます。きのう、日本経済新聞等で報道されておりますが、「地域未来投資促進法(仮称)」というものに、今まで2007年から走っておりました企業立地促進法を、どの程度改正するかというのはいろいろ議論がまだあるかと思っておりますけれども、抜本的に改正するといったことも報じられております。きょうの皆様方のご意見をいろいろな形で反映させて地域未来投資を促進する、非常に未来が開けるような政策立案という方向に進めていければと思っております。よろしく願いいたします。

それでは、これから、資料2「産業構造審議会地域経済産業分科会報告書(案)」につきまして、事務局からご説明をお願いいたします。そして、その後、ご意見のある方から、いつもながらですが、ネームプレートを立てていただきましたら、私のほうで指名をさせていただきます。

それでは、畠山課長、よろしく願いいたします。

○畠山課長 よろしく願いいたします。それでは、早速ですが、資料2の「報告書(案)」をお開きいただければと思います。

まず、目次をごらんいただきたいと思っております。前回ご議論させていただいた骨組みかと

と思いますが、1つ目に、今の地域経済を巡る状況ということで、最近、地域で生まれつつある新たな成長の動きをご紹介させていただいております。

2番目に、地域経済産業政策のこれまでの動き、その中での企業立地促進法の位置づけ、そして、企業立地促進法の2007年以降の利用状況に対する評価と課題を2. でとりまとめております。

3番目は、前回、論点提起ということで示させていただきましたが、前回の皆様方のご意見も踏まえて、幾つかの提言として事務局としてとりまとめを用意させていただいております。

前回の審議の際に、1. と2. の話は触れさせていただいたので、ここは簡単におさらいをさせていただいて、3. を中心にご説明させていただきたいと思います。

まず、地域経済の動向ということで、2ページの下の方のグラフの少し上に文言でも書いてありますが、設備投資がリーマンショック以前の水準にまだ回復していない状況です。それから、右側の製造業、非製造業の図ですが、特に非製造業のところは、首都圏に投資のウエイトが上がってきており、地域での非製造業の投資も今後引き続き活性化していくことが重要であるということでございます。

それから、3ページ、(3) 地域で生まれつつある新たな経済成長の動きについては、前回ご紹介させていただきましたが、一番上のパラグラフに書いておりますけれども、地域の資源・魅力を活用することにより、新たな収益機会を地域の内外に創出する事業が各地で起こっています。共通の特徴として、①今後伸びていく分野で勝負しているところをターゲットにしている、②事業を引っ張るリーダーシップのあるコア企業、リーダーシップのある人物がいる、それと、地元のステークホルダーの方々との連携がとれている、③明確なビジネス戦略とスピード感のある経営資源の集中投入といったことが行われている、こういう特徴を持った地域の経済を牽引する事業を地域経済牽引事業ということで、こういうものが新たな付加価値創出の源になっていくことが期待されております。

この新たな分野として、幾つかの分野を紹介しております。先端ものづくり分野、農業分野、第4次産業革命分野、データ関係、観光分野などを順番にご紹介させていただいて、4ページに移っていただきますと、上のほうから、スポーツ分野等々、新たな戦略的な分野を例示させていただいております。

その上で、2. ですが、これまでの地域経済産業政策の変遷ということで、今の企業立地促進法は、4ページの一番下から4行目から書いてありますが、その後、1990年代に

入ると、都道府県がみずからの地域の強みを生かした自律的発展の促進を図ることを目的とした政策手法へと変化し、このような流れの中で、企業立地促進法というものが出てきているということでございます。

5 ページですが、(2) 企業立地促進法のスキームを書かせていただいております。

一番上のパラグラフですが、企業立地促進法は、地方公共団体が行う主体的かつ計画的な取り組みを支援するための措置を講じることで、地域経済の自立的発展の基盤の強化を図り、もって国民経済の健全な発展に資することを目的としている。国は、地域における産業集積の形成等の促進に関する基本方針を定め、地方公共団体がそれに基づく基本計画を策定するということになっております。

中身としては、その下を書いてあるような基本計画を地方公共団体が定めることになっていまして、その中で、目標について、①付加価値額増加率、②製造品出荷額等増加額、③企業立地件数、④新規雇用創出数の4つの指標で目標を定めることになっており、この基本計画に基づいての支援措置として代表的なものとしては、①規制の特例措置（緑地面積規制権限の市町村への委譲）、②中小企業の立地等に対する低利融資制度、③地方税の減免に対する交付税の補填ということで、法律制定当初は設備投資減税等もございました。

次に、(3) 企業立地促進法の利用実績ということで、5 ページの一番下ですが、これまでに191計画が策定されております。

6 ページでございます。全国地図に191の計画をまとめたものでございます。

7 ページでございます。先ほど申し上げたとおり、地方公共団体が基本計画を策定します。基本計画の中に集積業種というのを指定しておりますが、一番上のパラグラフに書いてありますとおり、1 計画当たり平均26業種が指定されていて、特にここに例示したような業種は9割の基本計画の中で指定を受けております。

これは後ほど課題のところでもお話ししますが、棒グラフの縦に長いものが多くの基本計画で取り扱われている業種になります。左側の緑色の線とオレンジ色の線の間のところが基本的には製造業であり、支援策が集中しております。このため、製造業は基本計画に位置づけられている件数が非常に多くなっているということでございます。

その上で、第2パラグラフですが、下の絵が基本計画に基づいて事業者ごとに企業立地計画を提出し、承認すると支援策が受けられるというスキームになってはいますが、企業立地計画そのものの承認というのは、下のグラフをみていただければわかるとおり、毎年、毎年、コンスタントに増加していき、合計3,577件になっております。さらに、8ペー

ジをみていただくと、今の企業立地促進計画は基本的には建物の新設等になりますが、この事業高度化計画は設備の増設等になります。こちらのほうもコンスタントに承認件数がふえているところでございます。

さらに、基本計画の実施状況についてはその次のパラグラフになりますが、先ほど申し上げたとおり、基本計画の中には4つの指標が目標として掲げられております。これまで計画が終わったもの、図7のグラフは終了時の目標と実績になりますが、4つの目標のうち、左側の付加価値増加率は目標に比べると低い数字になっています。それから、製造品出荷額等増加額も目標に比べると低い。

一方で、もちろん目標を達成できていないものの、企業立地の件数や新規雇用の創出数については一定の成果が出ているといえると思います。

11ページをごらんいただければと思います。これが前回提示させていただいた企業立地促進法の実績に基づく評価と課題です。

まず、1点目について申し上げますと、先ほど申し上げた付加価値額増加率等の目標達成についてはかなり低い水準だったということで、この間、リーマンショックや東日本大震災といった経済状況の要因があるものの、結果として、支援を受けた事業による地域経済への波及効果が十分ではなかったと考えられます。この点についてはいろいろな論点があるかとは思いますが、波及効果が不十分だったことの1つとして、この第1パラグラフの下に書いてある地域への波及効果という観点で十分に精査されていなかった等により、成長性と地域への波及効果を意識した戦略的な支援がなされなかったのではないかと、ということがございます。

それから、先ほど申し上げたとおり、製造業の多くの部分が平均26業種、指定集積業種として指定されているということで、地域の事業展開の具体的な展望に結びつけた戦略的な業種指定が行われてこなかったのではないかと、というところもみてとれます。

さらにいうと、個別の事業者からのヒアリング等を見て、個別の事業においてもほかの企業との波及効果の関係が十分意識されていない計画が多かったのではないかと、という点も指摘し得ると思います。

その上で、12ページをごらんいただきまして、もう1つの大きな論点は、「第二に」のところですが、支援措置の対象が製造業中心であった。その結果として、9割以上が製造業での活用だったことから、課題としては、非製造業分野での活用が進むような支援策を準備することが重要になることが上げられるかと思えます。

以上の論点を踏まえて、13ページ以降、3. 今後の地域経済産業政策のあり方ということで、企業立地促進法の評価も踏まえつつ基本的な枠組みを提示しています。

(1) 地域経済牽引事業の推進による「地域への未来投資」の促進の必要性については、第1パラグラフに書いてありますが、地域の産業集積の能力、技術、人材、用地、観光資源等の地域の資源や魅力を活用し、当該地域において成長性の高い分野に新たに投資をすることによって、新たな受注の機会をふやす、地域外からの観光客をふやすこと等を通じて、地域経済を牽引し、地域経済に大きな波及効果をもたらすような地域経済牽引事業が創出される政策を進めることが必要である。こういうことが基本的な考え方かと思います。

先ほど申し上げた企業立地促進法による制度というのは、産業集積の発展が地域に及ぼす外部経済性を中心に着目してきたということですが、今後、産業集積の特徴、特性も含めて、地域の特性を活用した事業の生み出す経済効果に着目し、これを最大化すべく柔軟な支援を図っていくということが重要になります。さらにいえば、製造業にこだわらず、サービス業等の非製造業を含む幅広い事業を対象とした支援措置を整備することが必要かと思います。

(2) 今後成長が期待される事業分野としては、先ほどご紹介した幾つかの分野を上げさせていただきます。

(3) 中堅企業支援の必要性ですが、地域経済牽引事業の担い手としては、地域経済のバリューチェーンの要を担っていることの中堅企業が期待されます。中堅企業というと、例えば、資本金1億～10億円の企業のウエイトというのはかなり大きくて、過去5年間の伸びも高い水準になっています。

ポテンシャルとしても、戦略的マネジメント、経営体力などの面でしっかりとしておりまして、地域における雇用創出、付加価値増加率に対しても貢献することが期待されております。特に地域に根差して長い間活動しているような企業、事業存続への強い思いということと、新しい事業に挑戦するポテンシャルも高く、周囲の中小・小規模を巻き込んで地域経済を牽引する存在となることが期待されていると思います。

(4) として、地域経済牽引事業にはどんな種類があるのか、そして、その担い手にどのような方々がいらっしゃるのかについては、A、B、C、Dという類型を上げさせていただきます。後ほどごらんいただければと思いますが、資料の最後に類型のイメージ図をつけておりまして、今回はそこに行きませんが、類型A、B、C、Dが考えられるかと思います。

類型Aとしては、先端ものづくり企業の場合、例えば、航空機等の先端ものづくり分野において地域の中核的な企業が加工・組み立て・検査といった工程を行う、域外への販売を行う、そこに関連する企業——取引関係のある域内の企業ということになるかと思いますが、こういった域内の企業の数社と連携して新たな一貫製造体制、一貫受注体制を構築するといったようなことで、この全体が地域経済牽引事業としてみれるのではないかと。これが一つの類型かと思います。

類型Bですが、地域商社の場合と書いてありますけれども、特に農林水産物関係等に典型的にみられるかと思いますが、地域の農林業、食品加工業等、地域の物産等をブランド化して首都圏さらには海外に売り込んでいく、その一定の中間としてのとりまとめの役割を果たしている地域商社が地域のその他の農林漁業者、食品業者をまとめて地域経済牽引事業を行っているという場合。

類型Cについては、観光、スポーツ、文化、まちづくりと書いてありますが、例えば観光でいえば、エリアの中でホテル等を中心として、旅館、周辺の物産、物品展の方々が一体となって地域の魅力づくりをする。こうした事業を通じて外から、インバウンドも含めた外需を獲得するといったような事業の類型が上げられると思います。

そして、類型Dですが、データやI o T等を活用した共通プラットフォームの整備ということで、オープン化したデータなどをコアとして、それを中心としたビジネスを創出するためのプラットフォーム、共通の基盤を提供するという形で地域経済の牽引事業が行われる場合があるかと思います。

15ページ、(5) 地域経済牽引事業における課題と支援策としてまとめさせていただいております。

こうした地域経済牽引事業に取り組む事業者はさまざまな課題を抱えておられます。こういう課題に対して、現行の企業立地促進法で行っている支援政策などはもちろんですが、それに加えて、以下に提示するような支援策をパッケージで準備していくことが重要かと思えます。

1つ目は、ノウハウ共有といった事業展開のための基盤整備として、こうした事業は海外市場展開やI T活用等々あると思いますが、こういう展開をするためには専門家の支援が必要になってまいります。そういった専門家の支援の体制、そして、こうした専門家の能力アップをあわせてやっていくことが重要であろうということで、1つ目の課題、支援策を上げてあります。

2つ目に、こうした事業がうまく展開するためには、スピード感のあるリスクマネーの供給、優遇措置として設備投資の減税等を準備することが必要であろうということで、新たな分野のための資金提供、地域の金融機関のサポート、こういったことが必要であろうと。

16ページですが、今、企業立地促進法で措置されている日本政策金融公庫による低利融資制度等も引き続き必要です。それから、設備投資減税のようなもの、さらには、固定資産税の減免に対する補填、こういった企業立地促進法上準備されていた支援策も重要かと思えます。

もう1つ、規制の点で申し上げますと、工場立地法の緑地面積の制限というのも1つの重要な特例措置かと思えます。これについては、12月8日に工場立地法検討小委員会が開催されまして、新たな法的スキームを前提として、引き続き工場立地法の特例をその中で認めるということで妥当ではないかというご意見を集約していただいております、それをこの中に組み込ませていただいております。

17ページをご覧ください。地域の支援機関が一体となった取り組みの促進が重要かと思えます。地域のステークホルダーの皆様方、地方公共団体はもちろんですが、経済団体、大学、公設試、地域の金融機関、こういった方々が協議の場づくり等も含めて積極的に支援体制を構築して、全体として支援を行っていくということが極めて重要かと思えます。

(6) ですが、これも先ほどの企業立地促進法の課題として出てきましたけれども、地方公共団体等によるP D C Aサイクルに基づくフォローアップについては、つくった計画について順次、地方公共団体はもちろん、関係者の皆様方の中でフォローアップしていくこと、そして、次の計画の変更につなげていくことが重要かと思っております。

その際に、第2パラグラフに少し書いてありますが、R E S A S等も活用してデータの基づく分析も行いつつ、こうした地域経済牽引事業の促進のためのP D C Aサイクルを徹底することが重要かと思っております。

最後に、(7) 関係府省庁との連携については、今回、製造業のみならず、広くいろいろな分野、非製造業の分野で地域における事業を促進していくことになると、スポーツ庁、文化庁なども含めて、政府の中で一致団結して地域の経済牽引事業をサポートしていく体制をつくっていくことが重要になると思っております。

その上で、18ページの真ん中あたりに、枠組みのイメージとして事務局から示させていただきましたが、左側に、国が基本方針をつくり、自治体が基本計画をつくることになり



ます。基本的には、今の企業立地促進法の枠組みに近い形ですが、自治体が基本計画をつくるということで、ここにPDCAサイクルの話も書かせていただいております。

そして、右側に、地域経済牽引企業が地域経済牽引事業をつくるということでございまして、事業計画のポイントとしては、地域経済への波及効果でして、これも企業立地促進法の中で波及効果をみる必要があったのではないかという課題に答える形で、こういう点をよくみていくことが重要であろうと書いております。

それに対してできるだけ支援策を集中投入するというで、下の四角にある支援策をご提案させていただいております。

以上、駆け足になりましたが、報告書の案をご説明させていただきました。

○松原分科会長　　どうもありがとうございました。

ただいま、地域経済産業分科会の報告書案を畠山課長からご説明いただきましたが、本来であれば、こうした重要な報告書につきましては、1回だけではなくて、2回、3回と議論を重ねた上でご承認いただければとも思うのですけれども、年内でこの方向性を固めなければいけないということで、大変恐縮ではありますが、今回でお認めいただけるかどうかということを最終的に後で確認させていただければと思います。

ですから、後悔のない形で忌憚のない率直なご意見をいただければと思います。

それでは、高橋はるみ委員からお願いいたします。

○高橋（はるみ）委員　　ありがとうございます。北海道からまいりました。この大切な審議会の委員のメンバーを拝命しながら、欠席が多く、ご迷惑をかけておりますことを、まず、事務局、そして分科会長様に謝りたいと思います。申しわけございません。

その上で、きょうご説明をいただきました分科会としての報告書案について、一言、私ども北海道の立場からお話をさせていただきたいと思います。

冒頭に申し上げたいと思いますのは、2007年の企業立地促進法がもう7～8年たった中で、私ども、地方、北海道もこの法律の実績の中でも、この報告書案の中でもご記載いただいたとおり、さまざまな形で有効活用させていただいている地域の一つでございしますが、この法律の実績あるいは評価、こういったものを踏まえて、新しい地域の経済政策の方向性を目指すという基本的な考え方には、北海道の立場からも賛成をするということ冒頭申し上げたいと思う次第であります。

その上で、北海道における地域経済牽引事業というお言葉がこの中にあったかと思うのですが、現状、幾つか例示を入れながらお話をさせていただきたいと思います。

1つは、基幹産業である農業に関連してであります。北海道の農業は多くの品目で日本一の生産を占めておりまして、食料自給率も200%程度で、私ども北海道は日本国の食料供給基地であるという自負を持ってやっているところではありますが、その大規模性、一農家当たりの耕地面積は他の都府県との平均で約15倍、EU並みの大規模農業の展開を今でもしているところでございますが、こういった中で、スマート農業の取り組みということを、もちろん、産業界、アカデミックサークル、そして私ども行政も協力する形で展開をさせていただいております。そういったことを通じて、生産性のさらなる向上を目指しているところでございます。

例えば、無人のトラクター、それも1台だけ無人で制御するのではなくて、大規模な農地ですので、3台ぐらいを相互にトラブルがないような形で制御をする、そういう技術開発もやっておりますし、また、ロボット技術ということも、このスマート農業の一環としていろいろと知恵を出しながらやらせていただいているところでございます。

こういった農業を軸とした新しい産業の創出も、新しい分野、ITとの連携というのがあるのかなと思います。

それから、そういう農業の盛んな地域でありますとともに、水産業も盛んでありますので、食分野は北海道は他の地域にも優位しているかなと思っております。

そして、食というのはおいしくいただくだけではなくて、バイオ関連企業でもいろいろと出てきているところでありまして、中核企業という言葉もあつたかと思いますが、そういうところが少しずつ出てきております。北海道の農水産物を活用した機能性食品の開発、健康食品、そういったものの開発が進んでおります。

そして、もう1つ北海道の1つの例として皆様方にご報告するのは、江別市という札幌市に隣接する10万ぐらいの人口の町であります。ここに所在する大学、そして医療機関、さらには市民の方々がボランティアでこの機能性食品の評価をするための取り組みに参加をさせていただいているという事例があるところでございまして、6,000人規模の市民ボランティアの方々が試験に参画をして、食品の機能性の実証を実施しているということがございます。

それから、観光分野ですけれども、今、インバウンドを国全体でも高める努力をしておりますが、私どもも現在で210万人ぐらいの外国人観光客をお迎えすることができているところでありまして、2020年を目標にこれを500万人に高めようということで、道内観光関係者、行政と一緒に取り組みの加速をしているところであります。

このことを達成するためには、単に観光に関連するサービス業のレベルアップを図るだけではなく、道内に13空港があるわけでありますが、そのうちの7つの空港、具体的には、4つの国管理空港、1つの道管理空港、2つの市管理空港——旭川市と帯広市でございますが、この7つの空港を一括民営化をして、インバウンドの増加をさらに高めていこうという取り組みもしているところでございます。

他の地域に適用ができるかどうかというのは物によるかとは思いますが、こういった地域の経済を牽引する事業の育成のためには、投資を加速させる枠組みはもちろん、いろいろなファンドも重要であろうと思うところでございます。私どもといたしまして、先ほど報告書の中でもご説明がございましたけれども、この地域経済政策に伴う新しい支援メニューということにも大いに関心をもっているところでございまして、地域のそれぞれの特徴を踏まえて、人材育成あるいは投資を支援していただけるような、柔軟な支援制度の創設を心からお願いを申し上げたいと思う次第であります。

以上であります。

○松原分科会長　大変貴重な事例をご紹介いただきましたが、最後の支援メニューにつきましては、また事務局のほうでお答えできる箇所はお答えさせていただければと思います。

ほかの方、いかがでしょうか。

それでは、伊藤委員、お願いいたします。

○伊藤委員　この前のときもお話ししたかと思いますが、地域の特性がうまく生きるような結果になっていただきたいなと思います。成功事例は非常に素晴らしいと思うのですが、成功事例をみてまねになるのではなくて、個性がそれぞれの地域や業種によっては違ってくるはずなので、日本人はまねが好きで、どこの駅におり立っても同じお店かいというのは、例えば、海外からお客様がいらっしゃったときに、どこへ行っても同じじゃないかというのでは魅力を感じないので、そこの個性をうまく生かすほうにもっていただきたいと思います。

それから、どうしても情報を待ってしまう傾向があると思うのです。情報はやはりとりにいかないといけないので、もちろん、地域を活性化させることが目的なのですが、甘やかし過ぎてしまって、こちらから与え過ぎてしまって、結局、何でもやってくれるのではないかというようなイメージを与えてしまってはいけないなど。その辺のバランスが非常に難しいと思うのですが、活用してもらわないといけないのですが、一方で、甘や

かしてはいけないというところをどう伝えていくかということ。

それから、地域になればなるほど、ベテランの層と若手の層との価値観の違いで、まとまるものもまとまらなくなってしまうと思うのです。ですから、ベテランのほうが力があつたりとか、いろいろな利権などが絡んできたりしてくると思うので、例えば、リーダーシップをもっている方が、もしくはそれが行政なのかもしれませんが、そのところをどうまとめていくかということと、ベテランの方が決して悪いわけではないのですが、今ではなくて、長期ビジョンでどうよくなるかという、結果に結びつくことでないといけないというのを伝えるべきだと思います。

それから、地域支援の到達点はどこなのかとか、何をもって成功とするのかとか、具体的ににならないこともあると思うのですけれども、その辺も結果としてアウトプットが明確になるような仕組みにしたほうがいいかなという感じがしました。

以上です。

○松原分科会長 従来、テクノポリスなども、金太郎あめとかいろいろいわれて、似たようなものがふえて、地域未来投資もどこでも似たようなものが出ないようにということと、支援と自立のバランスとか、世代間のバランスであるとか、P D C Aを回していくというのだけれども、どういう到達点を目指すのか。いずれもお答えいただけるようなものもあるかと思いますので、後ほど事務局から答えていただきたいと思います。

もう少しご意見をお伺いしてから、あるいはご質問を伺ってからでよろしいでしょうか。

それでは、大塚委員、お願いいたします。

○大塚委員 1つ意見と、質問があります。

まず、意見は、先ほど北海道知事がいわれていたお話に絡むのですけれども、第4次産業革命関連の中で、ロボットをできれば入れていただきたい。これはいろいろなデータを集めてA Iで考えて、それを実践するという場合に、今、人が不足しているですとか危険な作業——先ほどトラクターの話がありましたけれども。

○松原分科会長 文章の中で「ロボット」というのを明記してほしいということですね。

○大塚委員 はい。これまで経産省さんも力を入れていましたので、継続して、産業用あるいは生活支援、両方含めてロボット技術というのを入れていただきたいなと思います。

それから、質問は、評価と課題の中で、2番目に非製造業の大部分が外れていたと。

○松原分科会長 企業立地促進法の評価のところですね。

○大塚委員 そうです。それで、それを踏まえて、今回、非製造業を組み込んでいると

思うのですけれども、どの範囲が入っているのかがよくわからないんです。それは質問です。非常に広く入れているのかどうなのか。あるいは、ここに例示されている農林水産、医療機器、観光、スポーツ、文化、これだけなのかとか。その辺は質問です。いかがでしょうか。

○松原分科会長     では、それも後でお答えいただくことにいたします。

それでは、稲田委員、お願いいたします。

○稲田委員     私は、14ページの類型Bの地域商社の場合という項目に関して、少し意見を述べさせていただきます。

地域商社の場合ということで、ポイントは2つあるかなと感じております。

1つ目は、その地域に根差した中長期的なしっかりしたまずビジョンがないと、ただ商社的な機能をもつだけでは、その特性を本当に生かしたりすることができないのかなということで、世界的な成功事例をみると、オランダのフードバレーというところが世界的な農業生産や研究開発の拠点になっています。ここは産学官の連携した非常に戦略的な農産物をEU国内に届けるという戦略をもった形で当初スタートしまして、現在では世界中から8,000人の科学者とか1,500社の食品関連企業が集まっており、また、70社の化学企業もそこに入って、ニーズに基づいた非常に新しい商品が活発に開発されております。

それから、具体的に地域のほうでまとめていくとなると、生産者を1つの地域に集める、いわゆる集積地のようなものがあれば、非常に効率的に生産機能として役立てられるのではないかなと。そして、物流業者、流通業者をその地域の中に配置することによって、効率的な配送、また、販売まで結びつけられるのではないかな。事業の実現性が非常に高くなってくるのではないかな。

そういったところをトータルとしてマネジメントできる総合的な商社機能、地域ブランドとしてしっかりと展開できるような、そういった機能をもった役割が必要ではないかなと感じております。

以上でございます。

○松原分科会長     地域商社に特に関係しましてご発言いただきましたが、先ほど畠山課長からも説明がありましたけれども、19ページのところにイメージ図がありまして、今、稲田委員にご発言いただきました類型Bのところでも地域商社の例が出ておりますが、緑の破線が地域経済の枠組みであるとしみますと、地域経済の牽引事業というのが黒い破線で描かれておりまして、真ん中あたりに代表者というのがありますけれども、物流、冷蔵など

も含めて、地域の産業の集積というのでしょうか、農協、漁協さんが扱うような、そういったものが描かれておりますが、これについては違和感はありませんでしょうか。

○稲田委員　　こういうスキームですと、問題ないと思います。

○松原分科会長　　どうもありがとうございました。

それでは、丁野委員、高橋委員、宮島委員の順でお願いいたします。

○丁野委員　　ありがとうございます。報告書をきのうの夜に拝見しましたので、まだ全部頭に入っていないのですが、1の地域経済を巡る状況、そして促進法の政策評価というところについては、細かいところはいろいろあるのですけれども、全体的に非常によくまとめているなと思いました。

問題は政策のあり方のところで、ここもスキームとしてはいろいろ書き込んでいただいておりますが、前回の会議のときに、いろいろな事例をベースにして、そこでかなり具体的に考えていくということでありまして、今回、3.の今後の地域経済産業政策のあり方のところがちょっと抽象的過ぎてわかりにくいかなという印象をもちまして、地域の中の政策担当者がこれをお読みになって、こういうことで推進していくわけですが、事例も交えながらここは展開しないと、これだけ読んでもちょっとわかりにくいかなという感じがしました。

○松原分科会長　　ここは最後にまた事務局のほうで、もう少し具体的なものがどこまで語れるのかにもよるかと思いますが、説明いただきたいと思います。

○丁野委員　　その上で、3点ですが、私はどちらかという立場上、観光とかサービスとか集客ビジネスというところでやっておりますものですから、そういう観点でお話をしてみたいと思います。

1点は、地域の産業技術ということを考えていくと、今は非常に厳しい状況に置かれておりますが、伝統的な工芸品を核としたようなさまざまな産地がありますね。金物とか織物とか、その他もろもろあるわけではありますが、今、こういうところは非常に過渡期にあって、しかしながら、その中で海外の展開を積極的に図っている企業もたくさんありまして、こういうところがもう少しうまく活性化していかないかなと。

具体的にいうと、前回、スノーピークさんのような例もお話があったかと思いますが、今、私も別の産地をやっております、どうしても縦割りになっているものですから、出口がみえない。それから、顧客の価値がわからない。でも、海外へ行くと結構評価されているのですが、どうやっていいかわからないと。そういう産地がたくさんあります。そう

いうところをまさにスノーピーク型のような形で牽引できるような中核企業をどのように育てていくのかというのが、一つの大きなポイントではないかなと思います。

2点目は、私は個人的には、産業観光のような、産業支援を地域中核ビジネスにつなげていくという仕事をずっとやってまいりましたが、最近は食料とか飲料とか繊維関係というのは、自分で投資をして、一種のファクトリーパークのような格好でどんどん収益を上げているような企業があって、30億とか40億くらいの規模なのですが、それでもやはりそこできちんとした事業を展開していくことをやっています。

ところが、重厚長大型の産業になりますと、そういう集客サービス分野にはなかなか進出できないと。なぜならば、売るものがないということなのですが、きょうは中堅企業というお話もありましたけれども、むしろ大企業でも地域に根を張ったいろいろな企業がありまして、そういう企業が例えば地域の漁業に投資をするとか、地域の牧場に投資をするとか、みずから子会社をつくって観光集客ビジネスの分野に展開するとか——これは実例がありまして、固有名詞になりますのでいいませんが、こういう展開もあるのではないかなと。中堅企業だけではないと。大企業でもそういうふうにとらえればできるのではないかなというのが2点目であります。

3点目は、もっともっと地域へ行きますと、これは沖縄の例であります、先ほど高橋知事から北海道のダイナミックな農業の話が出ましたけれども、本土ではなかなかそういうわけにはいかなくて、地域の中に農業生産法人のようなものが核になって、例えば、廃屋を活用してそこをホテルにしながら、そして本来の農業生産法人として活動を展開していくというようなことで、年商でいうとこれも20億～50億くらいの規模の中核企業が幾つか出てきておりまして、こういうものも、観光集客ビジネスという意味でいうと非常に大きな核になっていくのではないかな。

これは20ページの類型Cのところの絵をみていて、やっぱりよくわからないなというのが正直なところありまして、この中にホテルというのがポンと出てくるわけですが、この分野でありますと、そもそもが集客のコンテンツとしてのそのこのところの事業をしっかりと育てない限りは、ホテルが幾らあってもそれは事業にはなっていないわけですから、そういう意味の従来型の観光以外の分野を含めた新しいタイプの集客ビジネスを育てていくということをぜひどこかに入れていただければと思います。

済みません、長くなりました。

○松原分科会長　　どうもありがとうございました。

もう少しで高橋知事が退席されますので、審議官から少しお答えをいただければと思っております。よろしくお願いいたします。

○鍛冶審議官　今、5人の委員の方からご指摘いただきました。高橋知事がご発表いただきましたいろいろな北海道の先端事例は、まさに我々は模範とすべきケースで、農業、機能性食品、そういうものを各地域に展開したいというのがこの制度の目的でございます。特にご指摘いただきましたファンド、リスクマネーは、地域経済活性化機構さんなどが今活躍されておられますけれども、関係する所管の金融庁さんなども含めまして、さらに官民のリスクマネーをどう流していくかということについて、しっかり検討を深めてまいりたいと思いますし、空港の民営化につきましても、鑑定の未来投資会議の中でPPPの促進が今重点課題になっております。関連施策も含めまして、しっかり取り組むべきだと考えております。

それから、伊藤委員からご指摘いただいたそれぞれの地域の個性の問題とか主体性の問題、それから、成果指標、これは当然個別の地域の特殊性を生かさないとそもそも地域資源の活用になりませんので、そういう観点で、それにふさわしい評価指標も加えながらしっかり取り組みたいと思います。

それから、大塚委員のご指摘のロボットの点、ありがとうございます。書き漏らしておりました。

それから、業種分類につきましては2つの面がございまして、1つは、業種限定を外します。例えば、これまでの設備投資減税は製造業等に限っておったのですが、これが外れますので、ある意味、どなたでも使ってよいことになります。他方で、先ほどの伊藤委員のお話にも関係しますが、その結果として金太郎あめ的な基本計画ができてしまうと意味がないので、絞り込みはそれぞれの地域の主体性といいますか、そこは知恵の出どころではないかと思っております。

それから、稲田委員のご指摘のフードバレーは、ぜひ北海道で実現していただきたいと思っておりますし、地域商社は集積機能をどうつくるかというのが課題というのはおっしゃるとおりでございます。したがって、物流などの集積拠点の形成が容易になるような仕組みを例えばどう今回の政策の中で組み込めるかとか、その辺も課題だと思っております。ありがとうございます。

それから、丁野先生のご指摘を多方面でいろいろいただきましたが、スノーピークさんに代表される、一言でいうと、マーケットイン型に製造業が業態転換していくというのは、



成長している企業の特徴だと思っております、これをどう横展開できるかというのは、今回の制度全体の一つの鍵だと思いますし、中堅、大企業を含めて展開する、重厚長大でも地域の中核企業になり得る工房は幾つもあると承知しておりますので、そういう方々のリーダーシップに期待したいと思います。

それから、観光の中で、しょせんコンテンツがないと意味がないというのは、まさにご指摘のとおりでございますが、コンテンツの活用の仕方ということで今までかなり課題があったわけですけれども、戦略的なDMO組織などでは、当該地域のコンテンツをいかにマーケティングしていくかということにかなり先鋭な問題意識をもたれているケースが出てきておりますので、これも我々が範とすべき観光分野での地域中核事業の、地域経済牽引企業のモデルでございますので、そういうものを展開していくためにこの仕組みが有効活用できればありがたいなと思っておりますし、当然のことながら、観光庁さんなどとの連携でさらにそこは深めてまいりたいと思っております。

○松原分科会長　今お答えいただきましたけれども、よろしいでしょうか。業種指定というものを外す、それから、中堅企業というのは出ておりますけれども、大企業も非常に重要なアクターとして取り込んでいく。中小企業ももちろんだと。主体の幅も非常に広げていく。ただ、そうなってくると非常にぼけてしまうかとは思っておりますけれども。

地域未来投資という名前にふさわしいような、小粒のものがたくさん並ぶというよりは、かなりインパクトのある、波及効果というのを非常に強調しているかと思っておりますが、地域を牽引するような、もちろん大きければいいというわけではないと思っておりますけれども、インパクトのあるようなもの、あるいは、未来投資にふさわしいようなシンボリックな投資がいろいろな地域で出てくるようなことを期待したいと思っております。

北海道も、ぜひそういうものに名乗りを上げていただければと思います。

それでは、高橋知事、どうもありがとうございました。

では、筑波大学の高橋委員、お願いいたします。

○高橋（義雄）委員　先ほどの丁野委員と重なるかもしれませんが、スポーツが地域経済牽引事業に認定されたことは、私としても非常にうれしく思いますし、スポーツ関係者、特にスポーツでビジネスをこれから仕上げようとする人には、非常にインパクトのある報告になっていると思います。

ただ、スポーツ関係者は今まで教育という世界の中で多くの方は生きてきた関係で、経済産業省さんとのネットワークの中でいかにビジネスを広げていくか、地域経済を引っ張

っていかかという発想にはまだまだないのが現状でございます。

そのために私が1つだけ思うのは、14ページに典型事例として示した中にも、類型Cのところで、ある程度スポーツ関係者がわかるような表現が必要かなと思いました。例えば、最初の「エリアの中で中心となるホテルが」としてしまうと、これはホテルが中心に何か地域産業を広げるのではないかと思ってしまう可能性がありまして、ただ、この文章はどう直したらいいかというのはお任せしますけれども、例えば、「スポーツ・文化のサービス生産者が」みたいな、要は、スポーツのサービスを生産している人たちへのメッセージですよというような文章をつくっていただきたいということと、実は、スポーツ・文化のサービス生産者が一番困っているのは、多くの情報が今まで東京を中心としたテレビ、メディアの情報発信で成っている関係で、地域から情報がなかなか発信しないということにあります。

そのために、例えば、「情報メディア産業事業者」みたいなことを入れていただきますと、各地の例えばスポーツを中心としてイベントをする人たちが、地元の情報メディア産業とうまく連携して、ホテルの人たちや観光事業者と組んでいくというようなメッセージになるかと思しますので、「スポーツ・文化のサービス生産者へのメッセージですよ」という文章に変えていただけるといいかなと思えます。ホテルが全部文化をつくっていくというのは、ちょっと狭いかなと思いました。

以上でございます。

○松原分科会長 「情報メディア産業」という言葉も出てきましたので、これも入れるような方向で考えたいと思います。

「情報メディア産業」が出ましたので、宮島委員から。むしろ東京メディアのほうですけども。

○宮島委員 「情報メディア産業」という意味でいいますと、私たち特に放送局は地方と首都圏で会社が分かれていますので、地方の情報をなかなか拾えていないということは日々感じております。魅力的なものに関しては、全国放送に乗せていこうという意欲はあるのですが、先ほどのお店ではないですが、ちょっと思っているのは、どこに行っても同じようなお祭りが多く、似たような発信が多いために、いろいろな地方で似たものだったら、結局それは相対的に価値が落ちてしまっていて、わざわざ放送しようということにならないケースが多いのが残念だなと思っています。

ですから、よりそれぞれの地域のオリジナリティ、つまり横並びでないオリジナリティ

であるとか、さらに、放送局もそうですけれども、それぞれの地域の情報は、例えば金融の問題であったら、金融庁、日銀を通じて地域の情報は東京から行った人たちの、日銀でいうと支店長会議から情報を得るのにとどまっているのが現実でありまして、本当に地域の金融機関からのお話を伺うチャンスがなかなかないというところもあります。その辺はもうちょっと何らかの形でチャンネルをつくる必要が私たちも含めてあるかと思えます。オリジナリティがある情報は放送するつもりはありますので、双方の努力で頑張りたいと思います。

私もこの委員会の会議に出席率がよくなくて申しわけないのですが、今、修文の段階に入っていると思うのですけれども、1つ、とても大事だと思っているのは、PDCAサイクルをしっかりと回すことだと思います。自治体に限らずかもしれませんけれども、しっかりとバックアップしてどこがまずかったのかを反省して、それを次に事業計画に生かすことが、そんなに得意ではない組織が多いかなと思っています。

例えば、IoTとか第4次産業革命のところでは、新しいアイデアが今たくさん出ているので、いろいろな組織がいろいろなトライアルをしたということで、私たちも取材に行きます。そうすると、最初の段階ではデータがたくさん集まって、何かできそうだというワクワク感が最初はすごくあるのですけれども、しばらく時間がたってから行くと、「データは集まった。でも、実はそれを分析する人がいなかった。それでとりあえずとめています」といわれたりですとかで、結局、戦略的に途中過程を組み立てていなくて、最後に何がゴールであるかということを示せていないために、それをやったということで何となくワクワクして終わってしまっていて、具体的な成果につながっていないところがあると思っています。

ですので、このオープンデータのところだけに限らないのですけれども、あえて書いていただくとすれば、17ページのところですが、(6)のPDCAサイクルにおけるフォローアップ、あるいは、ちゃんとした事業計画であることと――要するに、目標の設定が適切であることというのはフォローアップの前に非常に大事だと思っております、このあたりの重要性を少し書き込んでいただきたい。場所はここでもいいかもしれませんが、これがうまく回るかどうかによって大分違うかなと思います。

さらに、もう1つは、この会議のこの報告書を超えるかもしれませんが、「初めに」というところの中には、「人材を呼び込む好循環」とありまして、各地域が人材を呼び込んでいこうという目標があります。でも、本文の中では、人材をどう呼び込むかがいま一つ薄い

感じがしています。つまり、それぞれの地域のいいところを伸ばして頑張ろうとはなっているのですが、さらに、東京の有能な人たちをそこに引っ張るぐらい頑張ろうというところをどのようにやっていくのか。

もちろん、自然にその地域が目立ってすごくいい形ができれば自然に人も来るというのもいいのですが、もっと能動的に能力のある人たちを地方に引っ張るという努力がないと、最近、たしかデータが出ていたと思いますが、働き盛りあるいは20代の人たちが、大学とか就職で東京に出てきたら、そのまま帰らなくなってしまうということです。地方の有効求人倍率がいいというのは、ある意味では、働こうとする人が減っているという意味もないことはないと思いますので、人材の呼び込みのところをどこかに入れ込めればいいと思います。

さらにいいますと、例えば、あるすてきな企業があつて、そこに働き手が呼び込めるとして、でも、今の日本の傾向だと、そこにお父さんが行っただけでは、そこは終わってしまうと思うのです。お父さんだけでなく、首都圏で働いていたけれども、それをやめて転職してでもついていこうかなと思う妻——それは男女どちらでもいいのですが、あるいは、その土地についていって魅力を一回子供のころに知った子供が、将来そこで働く、あるいはUターンするというような形。

もっと言うと、工芸品などは、そこに行かないとなかなか知ることができなくて、東京で子供を育てていると、余りにも地方の工芸品の知識がなくて愕然とするところがあるのですが、そういうことに子供たちが触れる機会も、トータルでいうと人を呼び込むきっかけになると思うのです。

この報告書のフレームの中でどこにそういうものを入れたらいいかはわからないのですが、例えば、人材を引きつけるときに、その家族の雇用、あるいは教育分野もちゃんと考えた上で人材を引っ張ってくるということを考える必要があると思います。短期的なある働き手の人材を呼び込むというピンポイントではなく、将来にわたっての持続的な人材の引き寄せの力をもってくるのではないかと思います。よろしくお願いします。

○松原分科会長　そうですね。いろいろあるのですが、PDCAについてもそうですね。けれども、人材のところは、14ページあたりのところで、「担い手」というのが書いてありますので、その担い手のところを加筆するような方向かなと私は思います。貴重なご意見をありがとうございました。

では、田島委員お願いいたします。

○田島委員　私は都市の経済学という立場で申し上げますが、そもそも、異業種の集積を目指すという方向性で今回報告をまとめられていることについては、素晴らしいと思っております。

そこでなのですけれども、これまで製造業に結果として特化するような形になっていたものを、異業種の集積に踏み込むということで、その中で産業の力を使って地域の魅力をどうつくっていくかという話なのだと思うのです。そういうことでいいますと、類型A、B、C、Dと14～15ページのところで整理していただいているもの同士の相乗効果をどう考えていくのかということも非常に重要かと思えます。

特に類型Dのところで、「共通プラットフォーム整備」という言葉が出てきていますが、この共通プラットフォームの中身が、イメージ、人材、データ、I o Tと、情報関係に特化している感じですが、私からすると、都市というのはそもそもそれ自体が共通プラットフォームであって、人の移動がしやすくなるとか、交流の場があるとかいうこと自体が、そもそも地域の共通プラットフォームの一番基本なのではないですかという気持ちがあります。

それは先ほど宮島委員がいわれたように、暮らしやすく、子供に対してのプラットフォームもあるということが大切で、そこを後ろに置いては、異業種の集積、ひいてはいろいろな人たちの集積というのは、実現が難しいということです。宮島委員と多分申し上げたいことは非常に近くて、そういった基盤のところへの目配りの議論はこの分科会の最初の頃にもあったと思いますので、再度、そういった視点で見直していただけるといいなと思いました。

さらに、それを細かいところに落とし込むと、本当に細かい話なのですけれども、先ほどの類型Cの中で、まず1つ目のポツで、ホテルが中心ではないですねというご指摘もありましたけれども、私は、2つ目のポツの「公園など公的土地の訪問者数の増加を目的に」と書かれているのですが、これも逆だろうと思えます。

もともと地域の暮らしのためにあるインフラというものを、その地域の活性化のために再整備するようなことで使えるということをあくまでもその地域の、例えば地域経済牽引企業に当たるようなコンテンツをつくろうという人たちのほうから、「この施設はこう使えばもっとよくなるのだ」というような位置づけがあって、そこに公的な主体が前向きに投資の幾分かを行えるというのが、少なくとも目指すべき姿であろうと思っています。

そういった意味でも、共通インフラの部分——道路にしても公園にしても、もともとの

住む人のことを基準に考えられているものが多いかとは思いますが、それを産業の観点から位置づけ直すという形で、活性化に利用できるような道筋を探っていただければと考える次第です。

最後にもう1点だけ、工場立地法の小委員会のほうにもいさせていただいている関係で発言します。16ページにありますように、今回の新しい法律での特例措置の中身で、緑地面積を緩和していいという特例を今の企業立地重点促進区域に相当する区域においても使えるようにするという先週議論いたしまして、この企業立地重点促進区域を引き継ぐ区域がどういうものになるのかということについてきちんと考えておかないと、おかしなことになってしまうなという心配をしています。

どういうことかという、これまでが製造業の集積ということが基本であるならば、工業団地のようなものの中で、その生産のサービスの中では、環境緩和のために置かれている緑地というのは、むしろ製造業からみれば費用です。ですので、費用を小さくするのはよいととらえられるかもしれませんが、一方で、では、魅力的なまちをつくりましょうとやっているようなゾーニングのところこれを当てはめてしまったら、むしろ逆効果に働いてしまう可能性が高いので、この新たに加えられた、業種指定を外して観光・スポーツ・文化・まちづくりのメリットをもった集積を行うようなものに対しては、この企業立地重点促進区域というものを引き継ぐというのはかなりイメージが違うなという印象をもっています。そのあたりをこれから詰めていくことが非常に重要と考えています。

○松原分科会長 3点、ありがとうございます。3点目のところについては、区域のイメージについても具体的な回答を後でいただければと思っております。

それでは、藤澤委員、お願いいたします。

○藤澤委員 私のほうからは、秋田ということでまず限定していわせてもらいますが、とりあえずものづくり補助金に関しては、非常に効果があるので、継続的にやっていただきたいと思います。

それから、秋田の高校生までは全国的にトップクラスということで評価は高いのですが、たまたま工業高校の生徒のデータをみますと、平成28年3月のデータですけれども、約半数が県外に就職していると。宮島委員がお話しされたように、大学に出ていったら戻ってこないというのが基本的にほとんどです。今回も、高校生の就職についていろいろと対策を県としてもとってはいたのですけれども、青田刈りとはいいませんが、大企業がどんどん好条件という感じでとっていきますので、地元になかなか高校生が残らないという悲し

い結果になっておりまして、かといって、残っている人間が優秀ではないというわけではないのですけれども、非常にミスマッチの要因の1つになっている感じがしております。

その辺の流れを断ち切らなければいけないということで、先ほど宮島委員が話しされたようなUターンということに関して、もう少し力を入れてやらなければいけないということと、私もそうだったのですが、地元の高校を卒業するとどうしても都会の学校に行ってみたいということで、都会にあこがれて行きますけれども、私は戻っているのですが、なかなか戻ってこれないという流れの中において、地元出身以外の、先ほど話がありましたように、Uターンで秋田の魅力というものをもうちょっと感じてもらうということで、中小企業の何社かが、女性の方で秋田に住みたいということをいっている人に対して、空き家が結構ありますので、そのリニューアルなども含めて、家族で定着していただくという方向で、女性の活躍の場を提供する方法を今考えております。

そういう中で、地方の中小企業というのは技術系の人材が不足しておりまして、できれば義務教育や高校の教育において地域の企業を知ってもらいたいということで、学校を通じて企業のアピールをしたり、職場体験を秋田県の高校教育課の授業としてやってはいるのですけれども、先生が、紹介する側は中小企業であれ何であれ説明してくださいという話はされるのですが、来て説明してくれといわれますと、秋田県で100万ちょっとの人口の中でも、企業数としては我々中小企業団体中央会で14,000社ぐらいいますけれども、その中で、3人、4人の企業から企業説明に行くといってもなかなか行けない。

でも、学校としてはそういう体制をとってやっているのですが、できれば説明に来てほしいという話になっているのですが、両方の話のすれ違いもありましてなかなかできないということで、当社においては、ことし、2高校ぐらいが工場見学に来たのですけれども、「ああ、こういうのがあるんだ」ということを高校生がレポートを書いたのですが、それを読ませてもらって、ああ、アピールが足りないなとうちでは考えたのですけれども、うちはできたとしても、ほかの3人、4人の企業はなかなかできないということで、そういう部分に関して何か手段をつくらないとだめだなということで、先ほどPDCAの話も出ておりましたが、結果をきちっと出すということが必要なので、その検証をしながらやっていくという努力がなかなかうまくいっていないと、秋田県の振興条例においてもそういう話が出ておりました。

ですから、そういう面で、優秀な人材がいても、それを排出してしまった。出ていくのはしょうがないとしても、戻ってくる受け皿と、ほかから秋田に魅力を感じて来たいとい

う人を受け入れる体制をきちっととっていきたいと思っておりますが、そのあたりを国全体で取り組んでいただければ、地方がもうちょっと創生するのではないかと考えています。

以上です。

○松原分科会長 貴重なご意見をありがとうございました。やはり担い手のところですね。人材、そして、特に若い人の教育あたりをもう少し踏み込んで書くという方向を示されたかと思えます。

それでは、森委員、お願いいたします。

○森委員 私は、17ページの地域の支援機関が一体となった取り組みの促進というところで、私は鹿児島ですけれども、鹿児島で取り組みをしていることと、あわせて、参考にさせていただいて、我々支援機関としての継続したことをお願いしたいなと思っております。

まず、私ども鹿児島も、先ほどの北海道の高橋知事さんではないですけども、北と南で、南も農畜産を含めて一生懸命やっているところでもあります。

その中で、私ども商工会連合会として、ことしの3月末に鹿児島のJAグループと包括連携を協定させていただきました。これは6次化を含めて農商工連携の具体的なことを進めてやっていかなければいけないということで、我々商工業の周りには、農家の方、JAに関する方が大部分になりましたので、そこをJAとの協議をもって包括連携をさせていただきました。今、毎月2回ほど協議をして、具体的な成果を出すようにやっております。

一方、我々商工会は、中小企業、特に小規模事業者を支援している機関であります、その中で、販路開拓あるいは海外展開を含めていろいろな取り組みをやっているわけであり、

その中で、まずは地産地販だろうということで、地元のを地元の人にまず知ってもらって、そして展開していくのだということを進めているわけであり、そして、今、中小企業庁予算の中で鹿児島市内の商店街である天文館にアンテナショップ事業を開設させていただきまして、これが非常に名物化しつつ、あるいはその地区において非常に活況を呈するようなことになってきております。

一方、JAとの取り組みも、交通の要衝である鹿児島中央駅のアミュプラザで丸ごとフェアをやったり、これにJAのブースを開いて連携してやったりしてございまして、地域の方々に非常に喜んでいただいているわけであり、そういったことを進めることにおいて、国の事業の中でやっているわけであり、その事業は2年、3年で終わってしまうわけ、そうしますと、我々は成功事例として一生懸命やっておりますし、そうい



った自負もしておりますけれども、そういった中の検証をして、本当に自立化したり、そういった連携がしっかりとられているような事業については、継続することも大事ではないかなと思います。

それが我々支援機関としての役割でもあると思っていますから、そういった取り組みをしておりますので、今回、この地域の支援機関が一体となった取り組みの促進が書かれていて、商工会ももちろん入っておりますが、この引き続き継続した支援機関としての位置づけをぜひお願いしたいと思います。

○松原分科会長　　どうもありがとうございました。支援機関の役割というものを強調していただきました。

では、澤谷委員、お待たせしました。

○澤谷委員　　まず最初に採択基準についてです。採択基準が5ページに記述してあると思いますが、新規性、チャレンジ性、オリジナリティといった、今までにない新しいコンセプトや今までと違うやり方をしているものを積極的に採択するというメッセージが入るといいのではないかと思います。

そして、地域未来投資といった法律では、地域経済の発展のためにITやデータを活用しサービスイノベーションの創出を促すことが重要です。イノベーションというのは新結合であり、つながっていくことで起こります。地域内の産業や人々や、地域外さえもつながることで、新しい産業を興すことを促していくといいのではないかと思います。

○松原分科会長　　済みません、サービス業ではなくて、サービスイノベーションということですか。

○澤谷委員　　サービス業と狭く捉えるのではなく、農業であっても製造業であっても顧客に新しい価値を提供することです。

評価基準は、付加価値、出荷数、立地件数、雇用といった製造業にマッチしていると思います。新しいことをトライした回数を評価することも必要ではないでしょうか。また、計画的にPDCAを回すだけではなく、デザイン指向的に本来すべきことを実施する、つまり、プロジェクト開始後環境が変わった場合には、調査・問題発見・計画修正などを積極的に行い、プロジェクト自体も地域とともに成長していくことを評価したらいいのではないのでしょうか。

○松原分科会長　　新しい地域経済牽引事業の採択基準、このあたりももう少し具体的なものが事務局のほうからあれば、またご説明いただきたいと思っております。

それでは、山田委員、お願いいたします。

○山田委員　私のほうからは、うちは観光なので、観光の話でと思っています。先ほど来、この中で「ホテル」と書いてあるのでちょっと違和感というところの議論がありましたが、観光商品による経済波及効果という点でいうと、宿泊施設というのは地域において非常に大きな意味をもっています。客単価1万円、2万円とれるサービス業というのはなかなかないのが実際ですし、仕入れ等から生じる波及効果の乗数効果とかというのは、今までの経済の分析でも、宿泊業というのは非常に強いということなので、その部分を余り低くみないほうが地域経済としてはいいだろうと思っています。

プラス、今までの例えばリゾート法や沖縄県がやっている独自の制度などでも、宿泊業というのはなぜか支援対象からいつも明確に外されているんですね。そういう意味では、宿泊業というのは、地域事業、観光においては地域経済において非常に大きなインパクトがあるにもかかわらず、ずっとなぜかいつも外野に置かれてきたということがあるので、今回、業種指定を外すといわれておりますけれども、その中でも、宿泊業については地域経済の中の位置づけをもう少しクリアにしてもいいのかなと思いました。

一方で、ここで業種区分という話をしていますが、観光系の業種というのは今までの業種分類ではわからない世界になってきていて、例えばホテルも、所有と経営がどんどん分離していくと、不動産業としてサービスオペレーションしているとか、ほとんど人材派遣業のような状態になっているとか、例えば、医療ツーリズムと病院等々のような話になってきて、単純な業種区分だけではいえないところも出てきているので、そういうところの視点も今回の中でもう少しみえてくるとおもしろいのかなと思っています。

2点目は、観光の場合、集客をするサービスと収益を上げるサービスというのがちょっと違うということがあります。今のホテルなども同じことですが、ホテルが必ずしも集客をしているわけではないのですけれども、地域に来たお客さんたちのある種の果実をとるというところにおいて、ホテルは重要だということですよ。

お客さんと呼んでくるということである、例えば、農業法人さんの活動であったり、何かしらのイベントであったりとか、自然景観のようなものだったりとかと、そこだけでは実は収益を上げられないのだけれども、お客さんにとっては魅力で呼び込んでくるみたいないところがあって、その人たちは一生懸命地域に呼び込みを頑張っているのだけれども、お金がなくて何もしていないバックグラウンドにいる旅館さんなどがもうけているとか、そういうところが地域の中でもいろいろフラストレーションになっているところもあるの

で、地域の中での全体最適とか業種間の関係というのも視野に入れてもいいのかなと。

また、例えば、もうかる業種というだけですと、ある程度お客さんが来始めると、同じ業種だけ地域にどんどん立地していくんです。例えば、ニセコの地域などは今お客さんが来ていますけれども、ニセコの地域ではコンドミニアムという形態だけがどんどんできていって、商業施設などはほとんどできないと。お客さんがどんどん集まってきているのでここで商店を開けばもうかるだろうと思うのですが、不動産業が今非常にもうかっているので、不動産屋さんによってどんどん土地を買われていってしまうので、ある種のモノポリーのような話になってしまっているんです。

そうすると、早晩、ニセコのエリアとしては魅力を失う可能性があるというところがあるので、収益は低いけれども、地域の中においては魅力を高めるという業種をもっと組み込んでいくことを視点に入れないと、収益性の高い事業種だけ来ましたが、でも、持続性がありません、みたいなことになってしまうのではないかなと。

そういう意味で、3点目としては、そういう施設の集積というのを、経済産業省さんなので難しいところもあるのですが、空間的な視点も入れていただきたいなと思っています。これはほかの省庁さんとの連携を、国交省さん等にもなるとは思います。ばらばらにサービス施設が点在していてもなかなか面としての魅力にはならないところがあるので、ある程度空間の中にどのように宿泊業やほかのサービス業などを集積させていくかも、結構ミクロな世界で観光としては重要になってくるだろうと思っています。

それらをやると、地域に市町村さんがつくるか自治体さんがつくる基本計画というのが非常に重要になってくると思っています。国として出す基本方針というのは余り事細かく書くと、先ほどお話のあった金太郎あめのような話になってしまうので、余り書き込めないけれども、実際の地域の市町村行政がつくる基本計画はかなりユニークにつくっていく必要があるというところの、このバランスというか、支援の仕方というものも検討していく必要があるのかなと感じたところです。

以上です。

○松原分科会長　大変貴重なご意見をありがとうございました。空間的視点を入れるというのは、この分科会では、私も経済地理学というのをやっていますので、集積の中の空間的な構造みたいなものをどのようにするかというのはより関心があるところで、基本計画の中にそういうものをどうやって入れ込んでいくか。集積の特性を生かすために、あるいは、先ほどいわれましたいろいろな主体間の関係、そこをうまくつないでいくようなこ

とができればと思っております。

またお答えを事務局からいただければと思っております。

それでは、秋庭委員、お願いいたします。

○秋庭委員　　2つ申し上げたいと思っています。

1つは、これは中小企業政策との調整が要るので、この場で議論することが適切なのかわかからないところはあるのですが、今、私ども中小機構で取り組んでおります事業承継の問題ですけれども、中小企業の経営者の方は大体60歳代になっていて、60歳代の社長がいる会社が大体200万社あるといわれております。今、381万社の中小企業があるわけですが、これが皆さん70歳ぐらいになると引退をするという中で、後継者がいないということをおっしゃられる方が半分ぐらいいるのではないかと推定されています。これは放っておくと、10年以内に100万社以上の中小企業が消えていく可能性があります。

この傾向は地方ほど非常に顕在化していて、地方の未来、地域経済の未来を考えていく上で、この事業承継の問題を外した場合、観光がいいとか農業がいいとかという前向きのプラスの部分だけをみていくのがいいのか、そもそも中堅企業の下にぶら下がっているいろいろな取引先の企業のごそつと何割か消えていくということについて考えなくていいのかというのは、議論のあるところかなという気がいたしましたので、一言だけ申し上げさせていただきます。

もう1つは施策のところ、後ほどお話があるのかもしれませんが、私もこの間まで地方にいまして、感じているのですけれども、政策資源の中央部分への偏在というのがあって、コンサルをする専門家を含めて、三大都市圏に政策資源が集中していると思われま。例えば、東京に大きな蛇口を置いておけばうまくいくのかということ、そんなことはなくて、いろいろな地方に小さい蛇口を分散しておくということも政策執行の上で非常に大事な視点ではないかなという気がいたしますので、その点もご配慮いただけるといいのかなという気がいたします。

以上でございます。

○松原分科会長　　貴重なご意見をありがとうございました。地域未来投資で夢ばかり語るわけにもいなくて、人口減少であるとか事業継承など、厳しい現実があることは確かだと思いますので、そこも含めてどういう方向を出していくかが大事かと思っております。

今、大分時間をかけて各委員からご意見をいただきまして、あるいはご質問をいただきましたので、これから事務局から答えていただこうと思っておりますけれども、オブザーバーと

して出席いただいております府省の皆様からご意見等があればいただきたいと思いますが、

ご遠慮なく、いかがでしょうか。札を立てていただければ、ご指名いたしますので。よろしいですか。

それでは、ほかにご質問やご意見など、いかがでしょうか。

それでは、鍛冶審議官から、お願いします。

○鍛冶審議官 私から総体的に申し上げます。

まず、報告書の書き足りない部分や見落とししていた論点について、多数の委員から非常に建設的なご指摘をいただいたので、それは最終案をまとめる段階で、分科会長ともご相談してぜひ取り入れたいと思います。それがまず総括的な回答でございますが、全部をフォローはできませんけれども、何点かご回答申し上げます。

高橋委員からいただいたスポーツビジネスについて、スポーツ・文化サービス生産者という非常にありがたいキーワードもいただきまして、それは重要な視点だと思いますので、取り込みたいということと、その上で、情報メディアとの融合も非常に重要で、欧米のスポーツ産業がもうかっているのは配信でございます。これは放送もそうですし、今、ネット配信が成長分野だと思いますので、これは法律・政策のレベルかどうかはわかりませんが、そういうものとの融合を促すような地域中核事業が出てくるというのは本当におもしろいなと思っております。そこをぜひ注目していきたいと思っております。

それから、宮島委員のご指摘の中でも、PDCAの点、それから、コンテンツにつきまして、これも非常にごもつともなご指摘をいただきましたので、しっかり取り組みたいと思います。先ほどの伊藤委員のご指摘にもかかわりますけれども、KPIの設定の仕方によってPDCAがうまく回ったりうまく回らなかったりいたしますので、そこをしっかりと考えます。

それから、宮島委員、藤澤委員から、人材について非常に切実なご指摘をいただきました。これに関しましては、1つは、我々は今回の法令だけで地域の人材問題は到底解決できるとは思っておりません。例えば、地方創生の観点から内閣を挙げて若手人材の地域還流についての諸施策を講じられておりますし、まさに各省庁のいろいろな施策の組み合わせや、中小企業政策でも最近では人材あるいは中小企業の処遇改善にフォーカスしたいろいろな制度を税制も含めてつくっております。まさにそこは総力を挙げてだと思っております。

もう1つは、大学の人材が東京に出てしまうという話ですが、以前ご紹介した会津の例

ですと、会津大学という日本有数のIT大学の卒業生がほとんど首都圏に行ってしまうと。それをとどめるために、会津のほうでデータの解析基地をつくりたいということで、今回の中核事業を活用することが、同時に魅力的な職場を地域につくる一つのよすがになると思っております、鶏と卵の部分はございますけれども、先ほどの藤澤委員のご指摘も含めて、そういうことではないかなと思っております。

それから、田島委員のご指摘の共通のインフラあるいはプラットフォームづくりというのは、地域中核事業ということにややフォーカスした書きぶりに全体がなくなってしまっていますが、地域を支えるインフラの部分は大事だというご指摘だと思っております、ナショナルプラットフォーム、あるいは、地域の支援主体という言い方では17ページに幾つか出てくると思うのですが、そこをもう少し意識した表現に直したいと思います。

それから、16ページに、工場立地法との関係で、きょうも適切なご指摘をいただいたと思いますが、現行企業立地法との最大の違いは、製造業に代表されるやや環境にとっての迷惑施設に対する一つの規制緩和措置として、今、規制と振興のバランスの中で工場立地法の例外規定が現行の企業立地法に置かれているわけです。したがって、環境調和型産業——観光業とか農業などがそうかと思いますが、そこについてはそもそも規制を置く必要がないので、その説明が不十分かもしれませんけれども、そこは今回の法律のそもそもらち外の世界ではあります。

環境負荷をかける産業分野については、16ページの③のところで書かせていただきましたとおり、基本的には、基本計画に基づく当該産業の施設が「現行の企業立地促進法における重点企業立地促進区域と同様の区域」と、ここは抽象的な言い方になっておりますが、それで規律していこうという整理で、前回、工場立地小委員会のほうで一応ご了解をいただいておりますけれども、あわせて、これを今後の法施行のプロセスでどう具体化し、現行の規律とのバランスをとるかというご指摘だと思いますので、継続的に具体的な仕組みづくりの中で、ご指摘を踏まえつつ対応してまいりたいと思います。

それから、森委員あるいは藤澤委員から、中小企業政策との連動、あるいはその中での支援機関の重要性について、商工会、連合会などのご指摘をいただきましたので、しっかり受けとめたいと思います。

それから、澤谷委員のご指摘も多方面にわたりますが、特にサービスイノベーションなどで新しい融合の促進というのは、15ページの下から少し上のところで、やや言葉足らずなのですが、ナショナルプラットフォームというのを書かせていただいておりますが、

今回の法律の仕組みとあわせまして、さまざまな業種の広域連携とか、世界マーケットとの接続を深めるようなプラットフォームの整備も同時に進めていきたいと思っております。そういう仕組みも活用しながら、さまざまな融合ということを進めたいと思います。

それから、評価基準の問題についてのご指摘もごもっともでございまして、しっかり今後の制度設計の中で反映してまいりたいと思います。

それから、山田委員のご指摘も非常に示唆に富む論点をいろいろいただきました。結局、トータルな地域戦略が大事なことだと思っております、今回の法律の中でも、官民連携型はまさに自治体が基本計画の策定主体であるとともに、事業の共同主体にもなれるような柔軟性をとりたいと思っております、まさに観光産業とか農業の関係ですとか、広域でのグランドデザインが必要な業種と、バイオのベンチャーのようにその1社で突っ走るケースと、両方を今回の法律でカバーしてしまっているものですから、そういう中核事業の類型に即しまして、そういう面的な観点が必要なものについては、今後の基本指針とか実際のオペレーションの中で明確化していくことが重要だということを改めて認識したところでございます。

それから、秋庭委員の事業承継の問題も、おっしゃるとおりであります、逆に、私も地域政策の立場からすれば、自分たちにとって欠くことのできない中小企業の事業承継をどうマネージするのかというのを、ぜひこのプロセスで地域の中堅企業・中核企業の方に考えていただきたいなとも思いますし、また、当然、中小企業庁との政策のハーモナイズもやっていきたいと思っております。

地域の政策資源の窓口としては、我々としては、地域の経産局にも大活躍してほしいですし、都道府県・自治体の商工関係部局や、地方創生をやっております規格部局などにしっかりこのプロジェクト全体をご理解いただき、地域の政策の発信拠点にぜひなっていただきたいなと思っております。

○松原分科会長 鍛冶審議官から、皆様方のご意見、ご質問にお答えいただきましたが、さらに何かございますでしょうか。

それでは、畠山課長から、補足とともに、もう少し具体的な施策のご質問も出ていたかと思っておりますので、補っていただければと思います。

○畠山課長 1点だけ、澤谷委員から具体的な事業の採択基準についての話がございました。

それから、ほかの方々からもいろいろご議論があったかと思っておりますけれども、企業立地

促進法の評価の中で、産業集積をある程度重視して取り組んできた中で、今回難しいところは、何人かの委員の方々からご指摘があったとおり、類型を具体的に出せば出すほど金太郎あめのようにになっていく。一方で、それなりに具体的に出さないとイメージがわからない。

その中でキーワードとして提示させていただいているのが地域経済牽引ということで、18ページの枠組みのイメージで、右側の四角の中の事業計画のポイントとしての、地域経済への波及効果は、きょういろいろな方々からご議論いただいた全てのものが、いろいろなパターンで波及効果となっていくものと考えております。これをどう書くかは法律の立てつけなので、ある一定の基準のもとで書いていくことになるのですが、その波及効果のところをどうするのかといったあたりが重要かとは思っています。

事業の類型とかいろいろなパターンによってその波及効果のあり方が変わってくるので、波及効果が高いところをどう工夫していただくのかというあたりにいろいろな事業が組み込めるような形をつくっていくということではないかと思っております。

○松原分科会長　　今、18ページの枠組みのイメージというのをみていただいておりますが、これが具体的に法律としてどのように固まっていくかというところが重要かとは思っています。

今ご説明いただきましたが、高橋北海道知事は帰られてしまいましたけれども、支援メニューというの、質問としてももう少し具体的な話があったかと思いますが。下のほうに、「事業者に対する支援措置（検討中）」と書いてありますけれども、この点について何か補足のご説明がありましたら。

○畠山課長　　この中で、設備投資減税は、業種に関係なく今要望しておりまして、未来投資にひもづけて、ある程度設備投資減税を行っていくことができることになっていきますし、予算上の支援措置という意味でいうと、専門家の派遣等も含めて、来年度予算要求の中で措置をするということと、今後、地方創生交付金等との連携も進めていくということで、この事業に対してそういった予算が活用できる形で進めていきたいと思っております。

それから、資金関係については、先ほども審議官からもありましたが、既存のファンド、地域の金融機関等々のご活躍をどのような形で規定していくかと思っております。これは今後、具体的に、さらに関係機関と議論していくことかと思っております。それから、規制については、自治体の規制の議論なども含めて、どういう形で措置できるかを、今回の皆様のご意見なども含めながら、引き続き、法的な枠組みの中で検討していくということかと思っております。



○松原分科会長 「地域未来投資」という、「投資」という言葉がついておりますので、従来の規制緩和などよりもより踏み込んだ形での地域に対する未来の投資を促進していくということだとは思いますが。関連して、何かご質問はありますでしょうか。

3点目について、私のほうで、区域のイメージというのでしょうか、その辺あたりがご質問にも幾つかあったと思うのですけれども、19ページあたりのところにイメージ図が幾つかあります。

どういうイメージかということですが、個別の地方公共団体という枠を超えた形での、先ほど局の役割なども出ておりましたけれども、九州とか北陸とか、要するに、地方ブロックの中で出てくるようなものもオーケーなのかどうか。そして、どういう空間スケールのところで、どんなものを想定したらいいのか。いろいろなタイプはあるかと思うのですが、その辺のイメージをお答えいただければと思います、いかがでしょうか。

○畠山課長 これもいろいろな取り組みができるようにということかとは思っています。前回事例でお示した、例えば観光分野でいうと、県をまたがって幾つかの県で一緒に取り組んでいるという事例もあるので、今の企業立地促進法上も、県同士が連携している計画もできるようになっていまして、そういった枠組みは引き続き継続して考えたいと思っています。

一方で、県内のある特定の場所、基本的には申請者は企業立地促進法からすると、県、基礎自治体、市町村というところが一緒になってということになるかと思いますが、基礎自治体の単位でのエリアということも想定できますし、基礎自治体が幾つか集まったエリアということも想定できます。

その意味でいえば、これも先ほど申し上げたとおり、具体的に、中核的な地域経済を牽引する事業をやるといったときに、類型によっていろいろなパターンがあり得ると思っていまして、そういったことが取り込めるような仕組みを考えていくということが必要かと思っています。

○松原分科会長 今ご説明いただきましたけれども、いかがでしょうか。

澤谷委員、どうぞ。

○澤谷委員 18ページの枠組みには、地域の価値を受ける「住民」がありません。国の施策によって、価値を享受する住民自身が問題解決を実施するスキームができてこない、地域に根づいていかないと思います。

類型Dは、このようなことを目指していこうとしているのではないかと思います。そこ

に、価値を共創する「住民」を位置付けると良いと思います。

○松原分科会長 鍛冶審議官、お願いします。

○鍛冶審議官 2点ございまして、まず1点目は、松原会長からご指摘いただいた地域の問題でございますが、書き方がちょっと不明確で申しわけないのですけれども、13ページの3.の(1)でいいなかったことを端的に申し上げますと、これからは、現行法の面的指定で、指定地域の集積の発達を促すことによる地域活性化という切り口から、地域での成長性の高い事業の活性化というように、ある意味、かじを切ったということでございます。やや無責任な聞こえ方になるかもしれませんが、当該地域の成長産業をよくご地元の自治体と、そこでの当事者である中核企業が練れば、おのずからそのビジネスの範囲がそれぞれのビジネスの特性に応じて決まってくると思っております、観光などは典型的に、日光のどこまでの地域というようなことになるでしょうし、ものづくり分野でございますと、その中核事業が非常に重要視しているビジネスパートナーの集積としての取り組み――長野県飯田市の航空機部品集積の試みは典型的にそうでありますけれども、そのようにおのずから決まってくるということを前提としております。

ただ、先ほど田島委員からご指摘がありましたように、面的規制の緩和措置などについては明確に範囲を決めませんと法律としておかしなことになりますので、そういう分野についてはしっかり地域指定が制度上必要になってくると考えております。

それから、先ほど澤谷委員からご指摘をいただいた点ですが、ソーシャルビジネスのようなものでありますけれども、これが「地域との親和性」と書いている、まさにおっしゃるとおりで、介護にしても教育にしても子育てにしても、あるいは環境維持にしましても、そういう分野が地域のニーズにマッチした、成長産業分野でございますので、そういう分野で今回の法認定を得てビジネスを取り組みたいという方々が出てくることは期待しておりますし、そういう方々にとっては、住民というのは、お客様という意味で視野に入ってくる話でありますので、我々はいつもどうしても業種的な言い方をしてしまうものですから、その言葉が足りておりませんでした。まさにそれは重要分野だと考えております。

○松原分科会長 審議官からご説明いただきましたが、ほかに事務局側から何か補足の説明などはありますか。よろしいですか。

本日は大変有意義なご意見をいただき、ありがとうございました。それで、お示ししました報告書の評価になるのですが、大幅な修正はなしで、原案どおり承認いただいたということで、よろしいでしょうか。そして、もちろんいろいろご意見をいただいたものを加

筆修正はさせていただきますけれども、私、分科会長に一任いただいて修正させていただき、もちろんその結果はおみせしてご了解は得たいと思っておりますけれども、そういうことでよろしいでしょうか。ご異議ある方がいらっしゃれば。

うなずいていただいたということで、よろしいでしょうか。

ありがとうございます。それでは、異議なしということで、この報告書案を加筆修正の上、最終的にまとめさせていただきますと思います。

畠山課長、どうぞ。

○畠山課長 本日は、ご審議いただき、どうもありがとうございました。報告書案につきましては、松原分科会長がおっしゃったとおり、分科会長と相談して修正をして皆さんにお届けして、最終的な報告書としてまとめさせていただきますと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、最後に、鍛冶審議官から一言お願いいたします。

○鍛冶審議官 2時間にわたりまして、非常に広範かつ、我々の至らないところを的確にご指摘いただきまして、まことにありがとうございました。

今、分科会長に整理いただきました方針でさらにとり進めてまいりたいと思っておりますので、引き続きよろしくお願い申し上げます。

○松原分科会長 審議会が終わった後、経済産業省内で、これから細かい具体的な法律づくりの詰めをされていくのだらうと思います。

だんだん寒くなってきておりますが、私も含めてですけれども、皆様方、体調に気をつけていただきまして、ちょっと早いですが、よいお年をお迎えいただければと思います。

本日の議事は以上です。これにて、第13回地域経済産業分科会を閉会いたします。本日は長時間にわたりましてご熱心にご審議いただき、まことにありがとうございました。

今後の予定につきましては、改めて事務局からご連絡させていただきます。

本日は、本当にありがとうございました。

——了——